

香川県後期高齢者医療広域連合情報系パソコン賃貸借契約書
(長期継続契約)

香川県後期高齢者医療広域連合情報系パソコン（以下「機器」という。）について、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「賃借人」という。）、及び〇〇〇〇（以下「賃貸人」という。）は、次の条項により契約を締結した。

(契約の目的)

第1条 賃貸人は、その所有する機器を賃借人の使用に供し、賃貸人は、本契約の条項にしたがって装置を借り受けることを目的とする。

(品名及び数量)

第2条 品名及び数量は、別表「リース物件明細」のとおりとする。

(賃貸借期間)

第3条 機器等の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、香川県後期高齢者医療広域連合財務規則第95条第2項第4号により免除するものとする。

(設置場所及び納入期限)

第5条 賃貸人は、機器を令和5年12月25日までに賃借人が指定する場所へ設置しなければならない。

(賃貸借料及び消費税等相当額)

第6条 機器の賃貸借料は、月額〇〇〇〇円（消費税額〇〇〇〇円）とする。

2 消費税等の算定に関して1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 本条第1項で定める消費税等は、この契約時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、この契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、賃借人は、この契約をなんら変更することなく賃貸借料に相当額を加減して支払う。

(支払方法)

第7条 賃貸人は、前条に定める賃貸借料を翌月初めに、請求するものとする。

2 賃借人は、賃貸借料を、前項の規定による賃貸人の適正な請求書を受領した日から30日以内に、賃貸人に支払わなければならない。

(違約金等の徴収)

第8条 賃借人が、その責に帰すべき事由で前条に規定する期間内に賃貸借料の全部又は一部を支払わない場合は、賃借人は賃貸人に対して、支払期日の翌日から支払を完了するまでの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で延滞利息を支払わな

なければならないものとする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 貸貸人は、この契約により生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。ただし、書面による賃借人の事前承諾を得たときはこの限りでない。

(所有権の表示)

第10条 貸貸人は、機器に自己の所有物である旨の表示をすることができる。

(機器の検収)

第11条 賃借人は、貸貸人が機器を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収の結果、変質、変形又は消耗き損が認められた場合は、貸貸人の責任において、正常に動作するように必要な処置を講じなければならない。

3 貸貸人は、前項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

(賃借人の善管義務)

第12条 賃借人は、機器を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、機器の設置場所につき、良好な環境を保持するものとする。

2 貸貸人は、賃借人の故意又は重大な過失により機器に損害を受けたときは、賃借人に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

(賃借人の通知義務)

第13条 賃借人が次の各号に定める事項を行おうとするときは、事前に貸貸人に協議するものとする。

(1) 機器の一部を取替え、若しくは改造し、又は機器に他の機械器具を取り付ける必要が生じたとき。

(2) 機器を第5条に定める設置場所から移転させようとするとき。

(保険)

第14条 貸貸借期間中の必要な保険については、貸貸人が動産総合保険等の付保手続きを行うものとし、保険料は貸貸人の負担とする。

(保守等)

第15条 貸貸人は仕様書に記載の保守を実施しなければならない。

2 貸貸人は、機器等が故障又は不具合が発生した場合には、賃借人の要請に基づき、修理等、機器等の保守を実施しなければならない。

3 貸貸人は、仕様書で指定する時間帯における受付手段を確保し、賃借人から連絡を受けた場合には、必要な措置を講じなければならない。

4 第1項から前項までの保守に要した費用は、貸貸人の負担とする。ただし、通常の保守の範囲を超えて行った措置及び賃借人の故意又は過失により生じた修理に要した費用については、賃借人の負担とする。

(機器の返還)

第16条 賃借人は、この契約の期間満了又は解約に当たっては、機器を賃貸人に返還する。

- 2 機器の返還後の旧据付場所の修復については賃借人が行うものとする。
- 3 機器の返還に際し、これに欠損がある場合は、賃借人は、賃貸人にその旨を明示するとともに、その欠損の修復に係る費用負担については賃借人、賃貸人協議するものとする。
- 4 機器の返還に際し、賃貸人は適切にデータを消去した上で、撤去しなければならない。なお、データ消去費用及び撤去費用については、賃貸人が負担するものとする。

(立入権及び秘密保持)

第17条 賃貸人の従業員は、機器の管理等を実施するに当たって必要な範囲において機器の設置場所に立ち入ることができる。この場合、ネームプレートの着用など、賃借人の運営規定に従わなければならないものとする。

- 2 賃借人、賃貸人は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 3 前項の規定は、この契約の終了後も、なお効力を有する。

(個人情報の保護)

第18条 賃貸人は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第19条 賃貸人は、この契約を履行するに当たっては、「香川県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第20条 賃貸人は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次条第1項第7号において同じ。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第1項第7号において同じ。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(契約の解除権)

第21条 貸貸人が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方になんら通知・催告を要せず、直ちに本契約の一部又は全部を解約できるものとする。

- (1) 手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態になったとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始、その他これに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分を受けたとき、又は転廃業しようとしたとき。
- (6) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催促を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき。
- (7) 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(貸貸人の代表役員等(貸貸人が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時物品の供給(製造)契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、賃借人が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 貸貸人は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

(契約内容の変更等)

第22条 本件業務、この契約及び今後締結される契約の内容は、借借人、貸貸人の権限のある代表者又は代理人が記名押印した書面によつてのみ、変更することができる。

2 借借人において、仕様の変更を行う必要が生じた場合は、借借人は、貸貸人に遅滞なく連絡し、借借人、貸貸人協議の上、仕様を変更することができるものとする。

(長期継続契約に基づく特約事項)

第23条 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る借借人の歳出予算において減額又は削減があつた場合、借借人は本契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により本契約が変更し、又は解除された場合において、貸貸人に損害が生じたときは、借借人は貸貸人に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は、借借人貸貸人両者が協議して定めるものとする。

(債務不履行責任)

第24条 借借人、貸貸人は、本契約に基づく債務を履行しないこと、若しくは第20条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、借借人、貸貸人によるその損害額等についての協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の直接の原因となつた契約金額相当額を限度として、賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約についての訴訟は、借借人の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第26条 この契約に定めのないもの又は契約条項に疑義を生じたときは、借借人、貸貸人で協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、借借人、及び貸貸人がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

借借人 香川県高松市福岡町二丁目 3 番 2 号
香川県後期高齢者医療広域連合 ⑩
広域連合長 大西 秀人

貸貸人 ⑩

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約による事務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び香川県後期高齢者医療広域連合（以下「賃借人」という。）の定める香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年香川県後期高齢者医療広域連合条例第5号）その他関係法令並びに本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 貸貸人は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 貸貸人は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により賃借人に届け出なければならない。

- 2 貸貸人は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により賃借人に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 貸貸人は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による事務の着手前に書面により賃借人に届け出なければならない。

- 2 貸貸人は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により賃借人に届け出なければならない。
- 3 貸貸人は、賃借人の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に貸貸人が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 貸貸人は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

- 2 前項について、貸貸人は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 貸貸人は、この契約による事務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(個人情報の受領)

第7条 貸貸人は、賃借人から個人情報を受領する場合は、賃借人が指定した方法、日時及び場所で行うものとし、賃借人に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 貸貸人は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、賃借人の承認を得た場合は、この限りでない。

2 貸貸人は、前項ただし書に規定する承認を得ようとする場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する方策並びに個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により賃借人に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、貸貸人は賃借人に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 貸貸人は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、それを遵守するとともに、賃借人の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を賃借人に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 貸貸人は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 貸貸人は、賃借人に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 貸貸人は、個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

- (4) 賃借人が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を選められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 賃借人の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複製し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 賃貸人は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

- 2 賃貸人は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は賃借人の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 賃貸人は、賃借人の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による事務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 賃貸人は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、賃借人の指定した方法により、個人情報を返還し、消去し又は廃棄しなければならない。

- 2 賃貸人は、個人情報の消去又は廃棄に際し賃借人から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 賃貸人は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 賃貸人は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により賃借人に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 賃貸人は、賃借人から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた

場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 貸貸人は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地調査)

第15条 貸借人は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、貸貸人及び再委託先に対して、監査又は実地調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

- 2 貸借人は、監査等を行うに当たっては、貸貸人に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 貸借人は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、貸貸人に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 貸貸人は、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その個人情報の漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに貸借人に対して、当該個人情報の漏えい等の事故の発生状況その他必要な事項を書面により報告し、貸借人の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 貸貸人は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、貸借人その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 貸借人は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 貸借人は、貸貸人が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 貸貸人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、貸借人に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 貸貸人の故意又は過失によるものか否かを問わず、貸貸人が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、貸借人又は第三者に損害を与えたときは、貸貸人は、その損害を賠償しなければならない。